**無縁墳墓等改葬公告**

墓地の整理のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月二十六日

一、墳墓等の名称　福万寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府八尾市福万寺町三―七一　福万寺・新田墓地運営委員会　委員長　松本　喜安

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月二十六日

一、墳墓等所在地　広島県広島市安佐南区長束西二丁目五番二

一、墳墓等の名称　長束墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　佐々木靖治、佐々木まゆみ、佐々木義美、佐々木美恵、佐々木ウララ、佐々木要一、佐々木シメ子、佐々木正枝、中村ヤエコ、中村正

一、改葬を行おうとする者　広島県広島市安佐南区祇園三丁目六番一号　祇園カトリック教会墓地委員会　代表　加藤　信也

**任意清算公告**

当社は、平成二十八年八月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月二十六日

岐阜県美濃加茂市太田本町二丁目一番三号

合資会社岩萬商店

代表社員　飯田　昭夫

**任意清算公告**

当社は、平成二十八年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月二十六日

大阪市中央区島之内二丁目一三番一五号

合名会社宮内産業

代表社員　宮内　秀隆

**北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業に係る環境影響評価方法書の公告**

山形県環境影響評価条例（平成十一年条例第二十九号）第五条の規定に基づき環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しましたので、条例第七条並びに第七条の二第二項の規定に基づき次のとおり公告します。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称　東北クリーン開発株式会社

代表者　代表取締役　井上　尚

所在地　山形県山形市久保田二丁目一番四七号

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　北の沢産業廃棄物最終処分場増設整備事業

種類　産業廃棄物最終処分場の増設

規模　埋立容量

変更前　七十六万九千八百三〇立方メートル

増設分　二十四万八千立方メートル

変更後　百一万七千八百三十立方メートル

三、対象事業が実施されるべき区域

山形県東村山郡中山町大字土橋字北ノ沢一一四六―六外

四、産業廃棄物最終処分場隣接地

関係地域の範囲

山形県東村山郡中山町

五、方法書の縦覧場所、期間及び時間並びに説明会の開催場所及び日時

縦覧場所

東北クリーン開発株式会社北の沢事業所（山形県東村山郡中山町大字土橋字北の沢一一四六―三）

縦覧期間

平成二十八年九月二十六日（月）から平成二十八年十月二十五日（火）まで

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

説明会の開催場所

東北クリーン開発株式会社北の沢事業所（山形県東村山郡中山町大字土橋字北の沢一一四六―三）

説明会開催の日時

平成二十八年十月二十二日（土）午後二時から

六、意見書について

方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

提出先

〒九九〇―二四八二　山形県山形市久保田二丁目一番四七号

東北クリーン開発株式会社

提出期間

平成二十八年九月二十六日（月）から平成二十八年十一月八日（火）まで

提出方法

持参または郵送による（持参による場合は午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）とする

記載内容について

ア　氏名、住所（法人等は名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

イ　意見書の対象となる方法書の名称

ウ　方法書について環境の保全の見地からの意見

エ　当社が、山形県環境影響評価条例第九条の項規定により、知事及び関係市町長に送付するため、意見書を複写することについての同意の有無

オ　意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること

七、お問合せ先

東北クリーン開発株式会社

ＴＥＬ　〇二三―六四五―八三九九

ＦＡＸ　〇二三―六四五―八三九五

E-mail:ya-tcd@bz03.plala.or.jp

平成二十八年九月二十六日

山形県山形市久保田二丁目一番四七号

東北クリーン開発株式会社

代表取締役　井上　尚

**債権申出の公告**

当法人は、平成二十八年三月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

兵庫県朝来市佐嚢六六番地一三八

特定非営利活動法人ナチュラルＳＡＮＯＵ

清算人　大久保義一

**債権申出の公告（第一回）**

当社は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

兵庫県神戸市灘区岩屋南町四番四〇号

石光商事株式会社

確定給付企業年金清算人　君塚　猛

**債権申出の公告（第一回）**

当法人は既に解散状態になっているところ、清算のため広島地方裁判所より当職が清算人に選任されました。

当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

広島市佐伯区湯来町大字和田字南惠下一五七四番

河内神社

清算人　弁護士　赤司　恭介

連絡先　広島市中区上幟町三番二六号　広島メイプルビル六階　間所法律事務所

**債権申出の公告（第二回）**

当基金は、平成二十八年九月六日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

石川県金沢市入江三丁目一三四番地

石川県自動車販売店厚生年金基金

代表清算人　岡田　喜一